



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

新型コロナウイルスによる肺炎の流行期間における

中国の入境管理措置等に関する動向

パートナー 廖勇

律師 董曉喆

1. 序文
2. 感染症の流行期間における入境管理等の措置の具体的な内容
3. 入境管理等の措置に違反した場合の処罰等

1. 序文

新型コロナウイルスによる肺炎流行の影響により、中国の多数の都市が入国者に対する相応の管理措置を公布しました。弊所では、入境管理措置及び入境管理措置に違反した場合について整理しました。関連企業及び関係者の皆様の参考にと共に、注意喚起とさせていただきます。

2. 感染症の流行期間における入境管理等の措置の具体的な内容（北京、上海、広東の3つの地区において3月23日までに発布済みの管理措置の例）

● 北京地区【¹】

(1) 2020年3月15日から、北京首都空港の全ての国際線及び香港・マカオ・台湾地区から入港する航空便については、いずれも首都空港ターミナル3のD区域処置専用ゾーンに停泊します。2020年3月23日0時（北京時間）からは、北京を目的地とする全ての外国発旅客機は、いずれも天津、上海浦東、大連等12ヶ所の指定第一入境地点から入国しなければなりません。乗客は第一入境地点において検疫を実施し、かつ入境手続を行います。検疫により搭乗条件に適合した乗客は、当初の航空便に搭乗し北京に入ることができます。

(2) 2020年3月16日0時から、国外から北京に入国した人員は全て、いずれも集中観察地点に移

¹ <http://news.cctv.com/2020/03/15/ARTIXn2pi0HKRaXg5fLU2xSz200315.shtml>
<https://news.china.com/domesticgd/10000159/20200322/37956416.html>

送され 14 日間の隔離観察が行われます。費用は自己負担です。

(3) 特殊な状況がある場合、厳格な審査を経て、自宅観察を実施できます。

(4) 虚偽の情報を報告して病状を隠蔽し、感染症の感染をもたらした人員に対しては、法律法規により責任を追求し、かつ信用システムに当該情報を組み入れられます。

● 上海地区【²】

(1) 2020 年 3 月 17 日から、中国人・外国人は全て、上海に立ち入る日の 14 日前までに韓国、イタリア、イラン、日本、フランス、スペイン、ドイツ、アメリカ、及びイギリス等の 16 の重点国家（3 月 20 日から 24 カ国に増加。3 月 23 日からは、日本を除外しフィリピンを重点国家に追加。）に旅行又は居住歴がある場合には、一律で自宅又は集中隔離施設における健康観察、即ち 14 日間の隔離を実施されます。また、上海は非重点国家及び地区から上海に立ち入る全ての人員に対して、新型コロナウイルスの核酸検査を 100%実施しています。

(2) 上記重点国家から入国した人員は、上海到着後、全て各区の担当者により各区の「臨時集中一次検査地点」に一斉移送されます。

(3) 上記重点国家から入境した人員が各区の「臨時集中一時検査地点」において核酸検査の結果を待つ間、関連社区担当者は、当該人員の自宅が隔離条件を備えているか否か訪問検査を行います。条件を備えていない場合、一律で集中隔離が実行されます。集中隔離された人員は、宿泊費及び食事代を自己負担しなければなりません。

(4) 自宅隔離の条件は、「一戸につき一人又は一家庭」です。即ち、自宅隔離対象及び自宅隔離対象でない者が同一の住居内に居住することはできません。

● 広東地区【³】

(1) 2020 年 3 月 21 日 0 時から、中国国外（香港・マカオ・台湾地区を除く）から広東の通関地を経て入国した全ての人員に対し、その目的地が広東地区である場合、一律 14 日間の自宅又は集中隔離施設での医学観察を実施します。

(2) 2020 年 3 月 21 日 0 時から、香港・マカオ・台湾地区及び広東を除く中国大陆の通関地を経て広東に入り、かつ広東に入る 14 日間前までに国外での旅行・居住歴がある人員については、その目的地が広東地区である場合、一律 14 日間の自宅又は集中隔離施設での医学観察を実施します。

(3) 集中隔離施設での医学観察期間における宿泊費及び食事代は、個人の自己負担となります。

² <http://www.shio.gov.cn/sh/xwb/n782/n783/u1ai24061.html>
<http://sh.people.com.cn/n2/2020/0322/c134768-33895188.html>
<http://sh.people.com.cn/n2/2020/0323/c134768-33896282.html>

³ <http://sz.people.com.cn/BIG5/n2/2020/0321/c202846-33893300.html>

3. 入境管理等の措置に違反した場合の処罰等

3-1. 関連法律規定

番号	処罰	行為	関連法律規定
1	「行政処罰」 <u>警告又は 200 元以下の罰金</u> に処す。情状が重大な場合には、 <u>5 日以上 10 日以下の拘留</u> に処し、 <u>500 元以下の罰金</u> を併科できる。	人民政府が緊急の状況下で法により発布した決定又は命令の執行を拒み、なお刑事犯罪を構成しない場合。	「中華人民共和国治安管理处罰法」第 50 条
2	「国境衛生検疫妨害罪」処罰： <u>3 年以下の有期徒刑若しくは拘禁</u> に処し、かつ <u>罰金</u> を併科し、又は単独で科す。	次に掲げる行為が国境の衛生検疫への妨害行為に該当し、 <u>新型コロナウイルスによる肺炎等</u> 国務院が確定及び公布した <u>その他検疫伝染病の感染を引き起こし、又は感染による重大な危険がある場合、</u> 国境衛生検疫妨害罪により罪状を確定し処罰する。 (1) 税関が国境衛生検疫法等の法律法規により講じる健康申告、体温測定、医学的巡回検査、流行病学調査、医学的な徹底調査及びサンプル採取等の衛生検疫措置、又は隔離、隔離観察、現場診断・検査、及び転院等の衛生処置についての措置の執行を拒むとき。 (2) 健康表明カード等を事実どおりに記入しない等の方法により感染症を隠蔽し、又は検査書類・証書等を偽造、改ざんする方法による偽装の情状があるとき。	①「刑法」第 332 条 ②2020 年 3 月 20 日に最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、税関総署が印刷・発布した「 <u>国境衛生検疫業務のさらなる強化、及び国境衛生検疫を妨害する違法犯罪を法により懲罰することに関する意見</u> 」【4】
3	「危険な方法により公共の安全に危害を及ぼした罪」処罰： ① <u>3 年以上 10 年以下の有期徒刑</u> ②情状が重大な場合には、 <u>10 年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑</u>	(1) <u>既に確定診断を下された新型コロナウイルス感染による肺炎患者及び病原体保有者が隔離治療を拒み、又は隔離期間満了前に無断で隔離治療を抜け出し、かつ公共の場所又は公共交通機関に立ち入ったとき。</u> (2) <u>新型コロナウイルス感染による肺炎の疑いがある患者が隔離治療を拒み、又は隔離期間満了前に無断で隔離治療を抜け出し、かつ公共の場所又は公共交通機関に立ち入り、</u> <u>新型コロナウイルスの感染をもたらしたとき。</u>	①「刑法」第 114、115、330 条 ②2020 年 2 月 10 日に最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部が印刷・発布した「 <u>新型コロナウイルス感染による肺炎流行の防止・コントロールを妨害する違法犯</u>

⁴ <http://courtaapp.chinacourt.org/fabu-xiangqing-223031.html>

4	「伝染病の予防・治療妨害罪」 処罰： ① <u>3 年以下の有期徒刑又は拘禁</u> ②情状が重大な場合には、 <u>3 年以上 7 年以下の有期徒刑</u>	衛生・感染症予防機関が伝染病予防治療法により講じた <u>上記 3 の (1)、(2) を除く</u> その他予防・コントロール措置を拒み、 <u>新型コロナウイルスの感染又は感染による重大な危険性を引き起こしたとき。</u>	罪を法により懲罰することに関する意見」 【 ⁵ 】
---	--	---	---

3-2. 関連事例

現時点で発生している関連事例について、次に例を挙げて説明します。

(1) 2020 年 2 月 28 日、Y は、国外から中国に帰国した。自主的に居住地を申告しておらず、かつ末端政府が Y に対し状況を説明した際に、Y は事実どおり報告せず、医学観察から逃れ、流行の予防・コントロール関連規定に違反した。公安部門は、2020 年 3 月 7 日に、Y に対し法により行政拘留の処罰を下した。【⁶】

(2) 2020 年 3 月 14 日、中国寧夏公安は、D が 2020 年 2 月下旬にイランから中国国内に帰国し入国した際に「中華人民共和国刑法」及び「中華人民共和国国境衛生検疫法」に違反する疑いのある情状が存在するとして、D を通報した。公安部門は、国境衛生検疫妨害罪の嫌疑により、これを立件した。【⁷】

(3) 2020 年 1 月 30 日、重点地区から上海に戻った L は、自宅隔離承諾書に署名した。しかし、1 月 31 日に申告をせず外出し、公共バスに乗り薬局に薬を購入しに行った。同年 2 月 4 日、L は、新型コロナウイルスによる肺炎患者と診断・確定され、それと濃厚接触した 55 人が隔離される事態を招いた。審理を経て、上海市金山区人民法院は、同年 3 月 16 日に L の行為が伝染病予防・治療妨害罪を構成するとの判決を言い渡し、有期徒刑 1 年 3 ヶ月、執行猶予 1 年 6 ヶ月に処する旨の判決を下した。【⁸】

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。

⁵ <http://courtaapp.chinacourt.org/fabu-xiangqing-219321.html>

⁶ http://www.xinhuanet.com/legal/2020-03/09/c_1125687465.html

⁷ <http://sh.sina.com.cn/news/s/2020-03-15/detail-iimxxstf9216893.shtml>

⁸ https://www.guancha.cn/politics/2020_03_16_541991.shtml?s=fwckhfbt